

小田原市市民提案型協働事業(平成26年度実施分)第二次審査実施要領

1 審査員

小田原市市民活動推進委員会部会委員（5人）

小田原市企画部長、市民部長、提案事業所管部長

※部長が欠席の場合は、副部長もしくは提案事業所管課の課長が代理出席

※提案事業所管部長は、該当事業のみを審査

※企画部及び市民部が所管となる事業については、企画部長及び市民部長は提案事業所管部長を兼ねる

2 当日のスケジュール

10月3日（木）午前午後

10月7日（月）午後夜間

※日程が決まり次第作成

3 プレゼンテーション及び質疑

各団体が提案事業の内容を記載したプレゼンテーション用資料（A4横向きで4ページ以内）を用意し、7分以内（厳守）で発表を行う。発表者は団体から3人以内とする。

資料は委員の手元に配布するとともに、プロジェクターで拡大投影する。

質疑については、1事業ごとに行い8分程度とする。団体及び市担当課に質問を行うことができる。

4 選考の視点

多角的な審査を行うため、下記の視点に基づき、協働事業としてふさわしい事業か、適正に計画されている事業か等を総合的に評価し、選考する。

項目		視点
提案内容の妥当性		事業が多くの市民に開かれ、公益性・社会貢献性が高く、解決の求められている課題であるか
事業の実現性		事業の実施手法・実施体制・実施スケジュールは適切か
費用の妥当性		費用は適切に算出されているか 予算と事業成果の費用対効果は十分に見込めるか
協働の効果	相乗効果	協働による相乗効果が大いに期待できるか
	役割分担	市との役割分担は適切であり、それぞれの特性を活かした役割分担であるか
団体の実施能力		事業の実施にあたり、提案団体が必要な資質と人材を有しているか
事業の発展性		協働により市民サービス・効率が向上し事業成果が期待できる発展性の高い事業か

5 審査の手順

(1) 採点表の記入

- ・企画提案申請書等の団体提出資料及びプレゼンテーションを基に審査を実施する。
- ・第一次審査の点数は引き継がず、新たに採点する。(参考にするのは構わない。)
- ・公開プレゼンテーション中に採点表に記入する。
- ・上記の「選考の視点」の各項目に、それぞれ5点満点で採点する。団体に添えたい意見等があれば所見欄に記載する。
- ・「査定金額」欄は、事業内容はよいが申請金額の積算根拠が適当でないとする事業があれば、適正と思われる金額を記入する。(申請金額が妥当な場合は、記入の必要はない。)

(2) 第二次審査通過事業の決定

- ・公開プレゼンテーション実施後に開催する、市民活動推進委員会部会の席上で行う。

6 審査会の実施方法

- ①採点表の集計結果を委員に配布する。(プレゼンテーション後の休憩時間中に作成)
 - ②事業毎に審査を行う。(意見交換→第二次通過の有無)
 - ③条件付き通過及び不通過事業について、その理由や根拠を確認する。
- ※提案事業所管部長が複数事業の審査を行う場合はまとめて行う。

7 その他

- ・第二次審査通過事業を決める際には、全ての審査項目において、平均点が3点以上かどうかを一つの判断基準とする。
- ・審査に公正を期すため、委員本人もしくはその同居の親族が所属している団体が応募した場合、その委員は審査に加わらない。

会場レイアウト

